

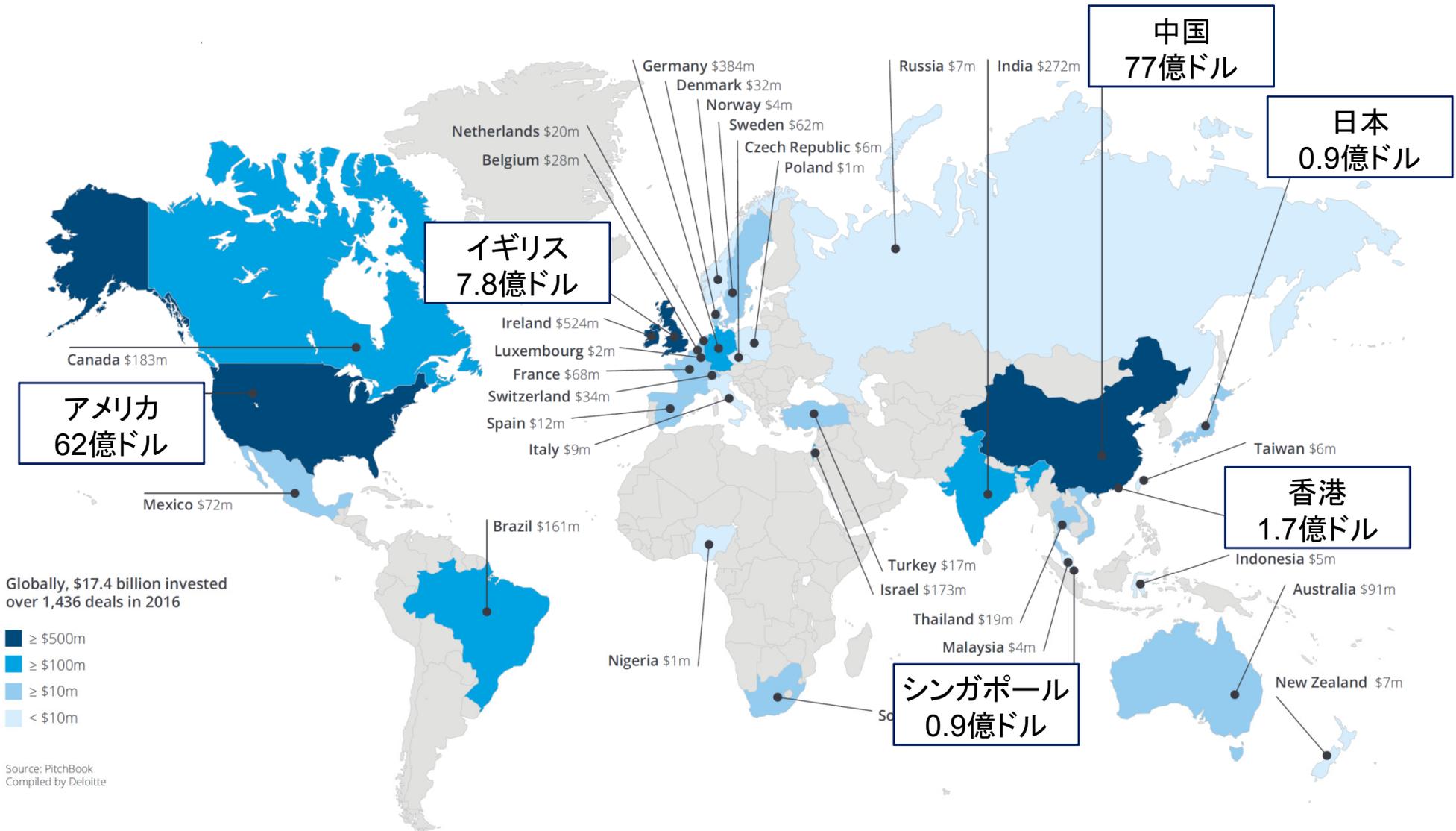


# グローバルにおける日本のFinTech

2017年10月23日

# 1. グローバルにおけるFinTech投資状況

ベンチャーキャピタルのFinTech投資では中国とアメリカに投資が集中し、次いでイギリスが挙げられます。投資額の差の要因は、B2Cビジネスの規模と課題、金融センターの位置付けに拠るところが大きいです。





### 3. グローバルにおけるFinTechハブの機能性

東京は、政府支援は充実している方に属すが、それ以外の指標においては他の都市と比較して特筆すべきことはありません。故に、政府支援をいくら加速したとしてもFinTechハブとしての根本的な問題解決とは成りえないと考えられます。

- FinTech推進に係る状況を評価
- 点数が高いほど、FinTechハブとしての機能が充実

	政府支援	イノベーション文化	人材市場の充実度	消費者のFinTech受容	海外スタートアップの進出	規制
東京	4	3	3	3	3	3
上海	4	4	4	5	3	3
香港	2	5	4	5	5	3
シンガポール	5	4	5	4	4	5
ロンドン	5	4	5	5	3	5
ニューヨーク	5	5	4	5	1	3
シリコンバレー	2	5	4	5	5	3

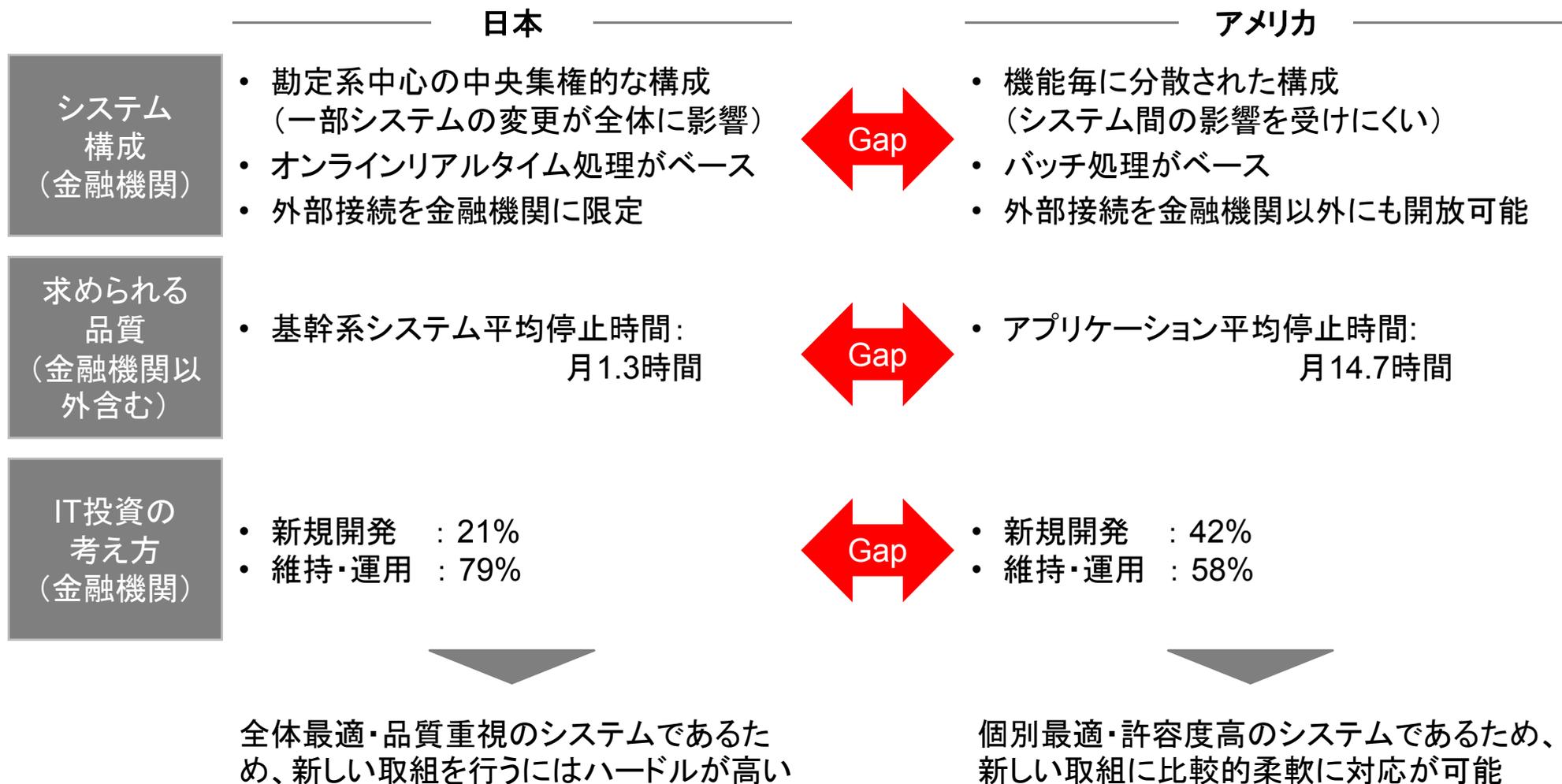
## 4. 米銀のFinTechの洗練度

アメリカのFinTechに先進的な金融機関は、自らの力でFinTechを開発・導入しているため、日本の金融機関と比べると、はるかに速いスピードで成果を上げる段階に来ています。

	アメリカ		
	JPモルガン	ゴールドマンサックス	
データ活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>会計ソフト大手Intuitと提携               <ul style="list-style-type: none"> <li>- APIを活用した外部からのデータアクセスを開始</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>AI活用による人員削減               <ul style="list-style-type: none"> <li>- 株式の現物取引トレーダー削減(600人⇒2人)</li> </ul> </li> <li>Kensho(データ解析ソフトウェア)を社内活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アメリカのFinTechに先進的な金融機関は、実証から実行へと進んでいる段階</li> </ul>
顧客リーチ	<ul style="list-style-type: none"> <li>オンライン融資OnDeckと提携               <ul style="list-style-type: none"> <li>- 独自スコアを使ったスピード審査にて顧客400万社の融資が1営業日以内に可能</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>GS Bank設立               <ul style="list-style-type: none"> <li>- 1ドルから預金可のネット銀行</li> </ul> </li> <li>Symphonyに出資・業務活用               <ul style="list-style-type: none"> <li>- 資本市場関係者間でのチャットサービス</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一方、日本は多くの取組が実証実験段階であり、実行スピードが大きく劣後</li> </ul>
FinTechを支える基盤	<ul style="list-style-type: none"> <li>システムエンジニア:4万人</li> <li>ブロックチェーンプラットフォーム(Quorum)を自社開発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>システムエンジニア:9千人(全社員の3分の1)</li> <li>自社内にブロックチェーン開発機能を保有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アメリカでは、社内にシステムエンジニアを多く抱え、自社開発可能であることが起因している可能性大</li> <li>技術レベルは高く、ブロックチェーンのプラットフォームを開発する実力を有す</li> </ul>

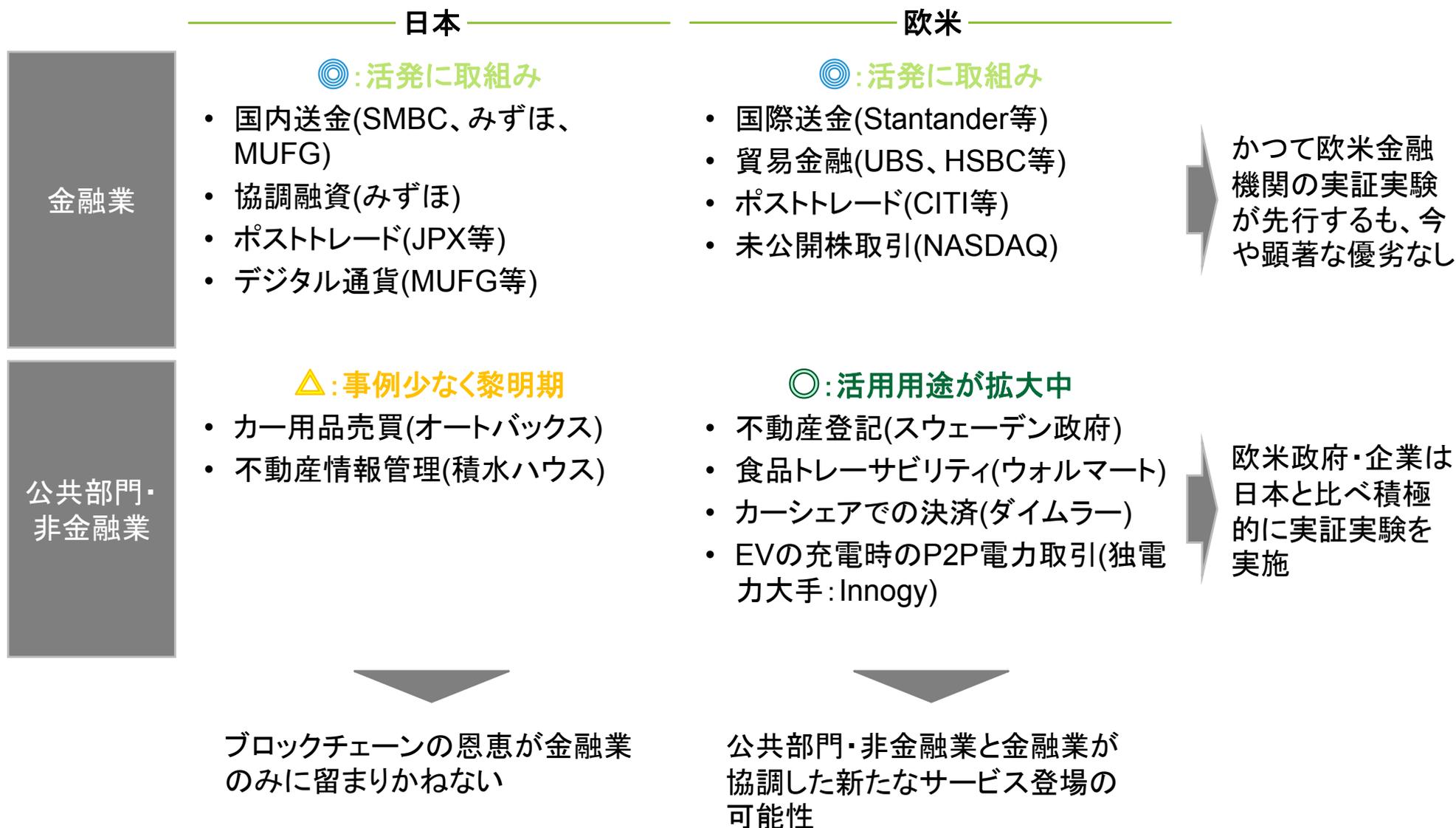
## 5. 日米のシステムへの考え方の差異

日本では、システムに対する要求レベルが高いため、堅牢な城壁・城郭を持ったシステムを構築しており、結果として、FinTechのような新しい取組への対応度(速度、コスト)は低くなっていると考えられます。



## 6. ブロックチェーンへの取組状況

欧米では公共部門や非金融業での活用が進み、金融業も巻き込んだエコシステム形成の環境が醸成されつつあります。この結果、将来的にはエコシステムの取組に差が出てくる可能性があります。



# 7. APIに関する諸外国の法整備状況

海外では特に欧州において、決済に関する中間的業者に対する法整備が進行しています。この背景には、個人データやその活用の主導権は個人に属するべきとの考え方が特に欧州で強いことが挙げられます。

## アメリカ

### ■ 決済に関する中間的業者を直接の規制対象とした法制は存在しない

- ただし、銀行とパートナーシップ契約等を締結した業者に対して銀行サービス会社法(Bank Service Company Act)が適用される可能性あり
  - 同法は、契約に基づき銀行にサービスを提供する業者に対して、銀行と同等の検査・規制が課されることを規定

## ヨーロッパ

### ■ 新たな業態区分を定義し、中間的業者に対する規制を導入

- 改正決済サービス指令(PSD2: Revised Payment Services Directive)にて、決済指図伝達サービス提供者(PISP: Payment Initiation Service Provider)および口座情報サービス提供者(AISP: Account Information Service Provider)を定義

業態	PISP 決済指図伝達 サービス提供者	AISP 口座情報 サービス提供者
業務内容	利用者の依頼による決済指図の伝達	利用者への口座情報の提供等
免許・登録	免許制	登録制
財務要件	資本金5万ユーロ以上	なし

### ■ 中間的業者と銀行等の損失分担ルールを制定することや、中間的業者からの接続要請に対し銀行が応じる義務も規定

## シンガポール

### ■ 決済に関わる多様な業態をカバーする法律を制定する方向

- MAS(Monetary Authority of Singapore: シンガポール通貨監督庁)は、アクティビティベースの決済規制フレームワークの導入を含むコンサルテーションペーパーを公表(2016年8月)
- 下記業務を規制対象として検討
  1. 決済手段の発行・維持業務
  2. 決済取引のアクワイアラ業務
  3. 資金移動業務
  4. 決済プラットフォームの運営業務
  5. 銀行口座の情報等、決済手段に係る情報の統合業務
  6. 決済システムの運営業務
  7. プリペイドカード業等
- 現行規制は、決済システム法 と両替・送金業法に分断

## 8. APIエコシステム形成に向けた銀行法改正

銀行法の改正により、金融機関・FinTech企業がAPIを活用した金融サービスを導入しやすくなり、これらの利用に際しての顧客保護体制が充実化することで、エコシステムの形成が促進されます。但し、ヨーロッパと異なり、顧客のデータ活用の意識が希薄であったり、リスクに対して敏感であることが懸念されます。

### 背景

- **APIを軸とした銀行とFinTech企業によるエコシステム形成が阻害**
  - APIは内部と外部のシステムでデータ授受を可能にするための、データ接続に関する仕様。金融機関が保有するデータをAPIによりFinTech企業や顧客が活用することで、金融機関・FinTech企業ともに新たな価値創出が可能に
  - 一方、APIを活用したサービス提供に際しては、金融機関やFinTech企業の役割や責任が法的に不明確であるなど不確定要素が多く、エコシステム形成が進行しない
- **セキュリティや顧客保護について不十分なままサービスが浸透**
  - APIを活用したサービスの法的位置づけが明確化されないため、個人財務管理(PFM)等のサービスは、スクリーンスクレイピング(顧客からID/PWを預かり金融機関の画面を読み取る)に依存
  - セキュリティや顧客保護に関する問題が放置されたままサービスが拡大
- **金融審議会金融制度ワーキング・グループにて、法制化が提言(2016年12月)**
  - 「利用者保護を図りながら、オープン・イノベーションを関係者において健全かつ適切に進めていくことができるようにするための制度的な枠組みが必要」と指摘

### 主な改正内容

- **電子決済等代行業の定義、および電子決済代行業者への登録制導入**
  - 預金者の委託を受け、為替取引の指図を銀行に伝達、または、銀行から口座情報を取得し預金者に伝達する業務を電子決済等代行業と定義
- **電子決済等代行業者に対する規制整備**
  - 利用者保護・体制整備・安全管理に係る措置
  - 銀行との間で賠償責任の分担等に関する契約を締結
- **銀行に対する規制整備**
  - 電子決済等代行業者との契約締結に係る基準の作成・公表
  - 電子決済等代行業者に対する不当な差別的な取扱いの禁止

## 9. 仮想通貨の規制導入に向けた資金決済法改正

資金決済法等が改正され、世界で初めて仮想通貨の法的位置づけが明確化され、仮想通貨交換業者に対する対応が制定されました。顧客保護等の仕組みが整備され、仮想通貨取引が促進しています。更なる発展を遂げれば、仮想通貨を用いた資金調達ICO (Initial Coin Offering) の健全なる拡大が見込めます。

### 背景

#### ■ 不十分な顧客保護

- ・ 仮想通貨を取り扱う事業者に対する規制がなく、マウントゴックス事件等のように、仮想通貨交換所の破たんにより顧客資産が失われる事例が登場

#### ■ マネーロンダリングリスク

- ・ 十分な本人確認が行われない上、疑わしい取引を当局が把握する(≡事業者に報告させる)仕組みがないため、仮想通貨がマネーロンダリングに利用されるリスクが上昇  
⇒ 金融作業部会(FATF)は、仮想通貨交換所の登録・免許制や、顧客の本人確認等を求めるガイダンスを公表

### 主な改正内容 2016年4月 成立

#### ■ 仮想通貨の定義

- ・ 通貨建て資産ではなく不特定多数を相手方として、物品購入に利用(決済)したり、現金と交換(購入)できる財産的価値であって、電子的に移転することができるものと定義
- ・ 通貨や、電子マネーとは異なる位置づけ

#### ■ 仮想通貨交換業者に対する規制

- ・ 仮想通貨交換業を登録制に
- ・ 顧客情報の安全管理措置、顧客財産保護のための分別管理や会計監査が義務化

#### ■ 仮想通貨交換業者を犯罪収益移転防止法が定める特定事業者に指定

- ・ 銀行や資金移動業者と同様に、犯罪収益移転防止法に基づき、本人確認や疑わしい取引の当局報告等のマネーロンダリング対策を講じることを規定

#### ■ 認定資金決済事業者に関する規定

- ・ 会員企業への指導・勧告等を行う業界団体を「認定資金決済事業者」として指定  
⇒ 内閣府令では、仮想通貨交換業者が扱える「通貨リスト」を認定資金決済事業者団体が定めることを規定

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイト トーマツ 合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約40都市に約11,000名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスをFortune Global 500® の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約245,000名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#)もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitteのメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は[www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about)をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。



IS 669126 / ISO 27001